(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
洲本市宇原字クルス二一三二番二地内	前	二九・六四～三四・五五	〇・〇一〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三三・七八～三九・七一	〇・〇一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
洲本市宇原字クルス二一三二番二地内	前	二九・六四～三四・五五	〇・〇一〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三三・七八～三九・七一	〇・〇一〇〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷九六番二まで	前	BA 一〇・五〇～五一・五〇	八・〇〇二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 二七・八七～三八九・三八	三・三六三	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　供用開始の区間
(二) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

一号　栗東市小野字北尾一八番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(一) 供用開始の期日　平成三十年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第六十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
草津市東草津四丁目東鐘突六七八番二から京都府久世郡久御山町大字森小字川端三六番三まで	前	BA 一一・七〇～二〇・〇〇～一九七・〇〇	六二・〇〇三四・九二〇～六二・〇〇三四・九二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一一・七〇～二〇・〇〇～一九七・〇〇	六二・〇〇三四・九二〇～六二・〇〇三四・九二〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○九州地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　福岡広域都市計画道路事業三・四・九―九号福間駅前線、三・四・九―十七号福間駅松原線、三・五・九―十六号古町太郎丸線及び三・四・九―三号太郎丸両谷線（名称変更前の平成十七年九州地方整備局告示第三号福間都市計画道路事業三・四・九号福間駅前線、三・四・十七号福間駅松原線、三・五・十六号古町太郎丸線及び三・四・三号太郎丸両谷線）
三　事業施行期間　自平成十七年一月十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　美唄奈井江都市計画道路事業三・四・九号旭通
三　事業施行期間　自平成二十四年七月十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　岩見沢都市計画道路事業三・四・十号駅前通及び三・四・七号一条通
三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕